

語それ自身のかたちとその弁別—書評

赤松明彦著『古典インドの言語哲学1 ブラフマンとことば』(東洋文庫637) 平凡社、一九九八年
『古典インドの言語哲学2 文について』(東洋文庫638) 平凡社、一九九八年*

小川 英世

○

パーニニ文法学の伝統の中で、いわゆる文法学の三聖人(trinuni)ーパーニニ(Panini)・カーティヤーナ(Katyāna)・パタンジャリ(Patañjali)ー以降の文法学者の中でもっとも重要な文法学者は、バルトリハリ(Bhartrhari、紀元5世紀頃)である。彼はインド思想上きわめて重要な詩頌テキストVākya-padīyaを著した。Vākya-padīyaは、第一巻「ブラフマンの巻」(Brahmakāṇḍa)あるいは「聖典の言葉(アーガマ)にわたる総合的考察」(Āgamasamuccaya)、第二巻「文にわたる巻」(Vākya-kāṇḍa)、第三巻「テーマ別考察の巻」(Prakṛinaka)あるいは「単語についての巻」(Padakāṇḍa)の三巻よりなる。本書は以下のものについての和訳研究である。

(1) 第一巻の詩頌テキストならびに自注と考えられる『ヴ

リッテイ』(Viti) (『古典インドの言語哲学1 ブラフマンとことば』所収)

(2) 第二巻の詩頌テキスト (『古典インドの言語哲学2 文について』所収)

(3) プンヤラージャ (Punyatara) の第二巻詩頌テキスト VP2: 1-2 に対する注釈 (『補遺1』) として『古典インドの言語哲学2 文について』所収)

(4) 第二巻詩頌テキスト VP2: 13-21/59-60/152/251 に対する自注と考えられる『ヴリッテイ』 (『補遺2』) として『古典インドの言語哲学2 文について』所収)

(5) 第三巻「クリヤー・サムッデーシャ」 (Kṛiyasamudesa) 詩頌テキスト (『補遺3』) として『古典インドの言語哲学2 文について』所収)

本書には「訳注」・「解説」・参考文献と略号一覧」が付せられている。「訳注」に関して特筆すべきは、特に Viti に引用される文献に関して可能な限りの同定がはかられているということである。また「解説」においては、「一 バルトリハリとその著作」「二 文法学の基礎知識」「三 バルトリハリにおける文法学の位置」「四 言葉の永遠性と恣意性」「五 バルトリハリの言語哲学」の五節において、バルトリハリの著作から彼の言語哲学の前提となるパーニニ文法学の概要、彼の言語哲学の特色、そしてその現代的意義までが簡潔にまとめられている。

著者は、「まえがき」(『古典インドの言語哲学1 ブラフマ

ンとことば)において Vakyapadīya を読み解くことは著者の夢であったと繰り返し語る。この極めて難解なテキストの主要部がここに届けられた。これはまた評者にとつても夢の実現である。我が国におけるインド言語哲学研究、さらには広くインド思想研究にとつて本書の出現はまさしく画期的であり、その貢献するところはかり知れないものがあるであらう。

一・

バルトリハリの思想の特色のひとつは、単一不可分の事象を多様な因果関係の相面で捉えた上で、それに多様な因果的〈能力〉(śakti)を想定し、〈能力〉の集合としてのそれから多様なアスペクトを抽象する、ということに求められる。これは彼の〈言葉一元論〉にも〈文意論〉にも〈行為参与者論〉にも共通して見いだされる。そして、これは〈言葉〉(śabda)の自己指示的な性格を明らかにする彼の議論にも反映される。〈言葉〉からは〈把握者〉(grahaka)としての〈能力〉と〈被把握者〉(grahya)としての〈能力〉が抽象されることによつて、〈把握者〉としての〈言葉〉と〈被把握者〉としての〈言葉〉それ自身としての〈語形〉(śabdavarūpa)という二つの相が単一の〈言葉〉に概念的に想定される。このことは、VPI. 56-59 に主題的に論じられる。そして後続の VPI. 60-70 は、この P.I. 1. 68 による例証である。著者は VPI の詩頌ならびに Vṛttī を訳出するに際して、全体を二十五の章に分けているが、VPI. 60-70 は、そのうちの第一〇章に当たり、著者に

よつて「文法規則の中の語—語それ自身のかたち—」という章題を与えられている。当該箇所は、著者がここでのバルトリハリの議論が「広く言語哲学的な地平に位置づけうる」(『言語哲学 1』訳注 159)と語り、本書解説部(『言語哲学 2』)で「固有名の問題」「命名の問題」として焦点を当てて論じるほどに著者が重要視しているものである。

二・「文法規則の中の語—語それ自身のかたち—」

まず VPI. 60-70 に関し、その詩頌部の著者による翻訳を紹介しよう。

60 「たとえ^スば、それ自身のかたち^{アル}を表示する「ヴリッデー」(vṛddhī)などの語は、「名指すもの」となつて」「名指されるもの」である、「アード・アーイチユ」(ādaic)によつて表示される各語(a, ai, au という母音)との結合関係をもつに至る。」(VPI. 60: vṛddhyādayo yathā śabdāḥ svarūpanibandhanāḥ / ādaicpatyāyitrāḥ śabdāḥ sambandham yanti samjñibh //)

61 「たとえ^スば、文法規則「名詞 agni (火)」の後に第二次接尾辞 dhak がくる」のような場合には「agni という語「それ自身のかたちかたち」を拠り所(表示対象)とする。この agni という語は、「右に「ヴリッデー」という語について言われたのと」まさに同じように、「別の」 agni という語によつて表示されるべき agni という

具体的音声形と、結合関係をもつに至る。」(VPl. 61: agnisābdas taḥavāyam agnisābdambandhanah / agniśru-tyaiti sambandham agnisābdābhidheyavā //)

62 「主張」[文法規則を述べるスートラ中で]現に明言されている語[たとえば, agniḥ]は、文法操作の対象になることは決してない。しかし、その語にある、別の語[たとえば, agniḥ]を認識させることへの能力が妨害されることとなる。」(VPl. 62: yo ya uccāryate śabdō nīyatam na sa kāryabhāk / anyapratyāyane śaktir na tasya pratibadyate //)

63 「理由」[スートラ中で]明言されている語は、他のものに依存するから、従属要素であり、それ自体が、文法操作に結び付けられることはない。それゆえ諸々の文法操作は、その語の「表示」対象[である同じかたちをもつ別の語]と結びつくと思定される。」(VPl. 63: uccāran paratantratvad gūnah kāryair na yujyate / tasmāt tadarthaiḥ kāryānām sambandhah parikalpyate //)

64 「喩例」[たゞえざるものことたゞえられるものとの間には]「両者によつて」依拠される共通性が存在するが、そのような共通性のそれぞれに、それぞれに別の性質が、比喩関係のなかで、弁別的に想定される。」(VPl. 64: samānyam āśritam yad yad upamānopameyavoh / tasya tasyopa-mānesu dharmo 'nyo vyatiricyate //)

65 「喩例」[あるものの]優越性的原因となる属性が、

自立的なものとして示されるならば、そのような属性の優越性は、「その属性が」依拠している「別の」属性に基づいて理解される。」(VPl. 65: gūnah prakāśhehur yāḥ svāntrenyopadīśyate / tasyāśrītād gūnād eva prakāśitvam pratīyate //)

66 「結論」ある語(B)が、「スートラ中で明言されている」語(A)の表示対象として確定されるならば、「次に」その語(B)が「スートラ中で」明言されるとともに、「[たとえ実際には同じ語形をもつものであつても]」それ(B)とは別のかたちが、「語(B)の表示対象として」弁別的に想定される。」(VPl. 66: tasyābhidheyabhāvena yāḥ śabdah samavashitah / tasyāpy uccāraṇe rūpam anyat tasmād vivicyate //)

67 「名指されるものと関係をもち以前には、名指すもの自身のかたちが、文法記号定義スートラの中で名指すもの」として「第六格(属格)や第一格(主格)の発効原因[とみなされるの]にやなわらふ。」(VPl. 67: prāk samjñābhīsambandhāt samjñā rūpaparārhikā / śaśīyās ca prathamāyās ca nimitatīvā kalpate //)

68 「そのときに、名指すものは、[それ自身のかたちとして]表示対象をもつから、第一格(主格)が、名指すものとしての語の後に命じられる。そして「これ」という、

「第六格(属格)で示される」弁別的想定は、それ

(「名指すもの」)の「語それ自身のかたちという」表示対象

「が限定的に指示された」後に、はじめて生じてくる。」

(VP1. 68: tatrārahavattvāi prathamā sanjñāsāddad
vidīyate / asyeti vyatirekaś ca tadarthad eva jāyate //)

69 「しかしながら、ある者たちによれば、「それ
自身のかたちと」「パーニニ・ストトラで」言われるとき、

「それによっては、」個々の語の個体的現れが、語の
普遍的かたちを名指すものとして、指示されており、一方

「個々の語の個体的現れと」結びついた語の普遍的かたち
が、「名指されるものとして」諸々の文法操作の対象とな

る。「言われる」。(VP1. 69: svam rūpam iti kaiś cit tu
vyaktiḥ sanjñopadiśyate / jāteḥ kāryāni sanśiṣā jāus tu
pratipadyate //)

70 「あるいはまた、別の者たちは、このストトラにおいて
は、個々の語の個体的現れは、名指されるものであり、認

識されるべき対象であると考えている。つまり、個々の文
法規則においては、「語の普遍のかたちが、名指すもので

あり、その」語の普遍のかたちを通じて認識せしめられる
個々の語の個体的現れが、文法操作の対象となるのであ

る。(VP1. 70: sanjñinīm vyaktim icchanti sūtre
grāhyām aḥpare / jānpratīyānti vyaktiḥ pradese-
sūpatīṣṭhate //)

著者による当該箇所翻訳は、難解である。勿論原典の難解

さは、一度でも原典に触れたことがあるものならば、容易に察
しがつくであろう。しかし、著者の翻訳の難解さの理由は、そ
れとはまた別のところにあると思われる。Vakyaṇḍīya は
「八つの主題」(aṣṭaka)を扱って(VP 1. 24-26)「伝承に從
って、記憶のために」これらを「敷衍」する。「伝承」とは言
語使用と文法学のそれである。言うまでもなくバルトリハリの
言語理論もその「伝承」から正当化され得るものでなければな
らない。いくつかの問題点が指摘できる。

(一) VP1. 61 において、著者が著者自身の補足(「」で
示される)という形で引き合いに出す文法規則 P4. 2. 33
agner dīak は、この詩節の解釈に直接的にはまったく関連を
もたない。それをここに持ち込むことが、この詩節におけるバ
ルトリハリの意図を曲解させるものとなっている。著者が同じ
く補足で「右に「ヴリッデイ」という語について言われた」と
言うことによって指示している文法規則 P1. 1. 1 viddhir
gātic が定義規則 (sanjñasūtra) であるのに対して P4. 2. 33
は操作規則 (vidhisūtra) である。著者はこの両規則の決定的
な違いをまったく顧慮しない。バルトリハリがここにおいて
P1. 1. 1 と同様な定義規則としての P1. 1. 68 を問題にしている
ことは以下に述べるであろう。

(二) VP1. 62-66 に関する著者の解釈は混乱している。

「文法規則を述べるストトラ中で」現に明言されている語
「agnī」がそれが認識させるとする「別の語」(agnī)、「諸々
の文法操作」が「結びつく」と想定される。「ストトラ中で」明

言されている語」の「表示」対象「である同じかたちをもつ別の語」。「ストトラ中で明言されている」語(A)、「その表示対象として確定される」語(B)、「語(B)の表示対象として」弁別的に想定される「それ(B)とは別のかたち」、これらは相互にどのように繋がるのであろうか。著者の解釈に従うならば、VPI. 62では、文法操作の対象となるものは「別の語」(agnī)であることが示唆されている。ところが、VPI. 63では、文法操作の対象となるのは、「ストトラ中で」明言されている語」の「表示」対象「である同じかたちをもつ別の語」である。さらに、VPI. 66においては、語の明言の場として複数のストトラが想定されている。確かに、語はその〈語形〉を不可離な表示対象とするという意味で、発声されるときにはそれと異なるものとして〈語形〉が弁別される。しかし、当該詩頌の文脈で、複数のストトラが想定されるべき理由は何もな。

(3) VPI. 67で著者は「…文法記号定義ストトラの中で名指すものがとる」第六格(属格)という解釈を示している。まずもってパーニニ文法の定義規則中に属格形の〈名称語〉(samjastābda)が使用されている例を寡聞にして筆者は知らない。ともあれ、VPI. 67-68は定義規則文の派生問題に関わっているのは著者の解釈のとおりである。しかし、著者の属格接辞導入の理解は、パーニニ文法の派生組織から正当化され得るものではない。

(4) VPI. 69-70は、後に説明するように、定義規則とし

ての P.I. 68を〈言葉〉に関する普遍と個物の視点から解釈したものである。この解釈は、P.I. 68中の 'svan rūpam' の「語」それ自身のかたち」とは違った解釈の上に成り立つのである。すなわち、この解釈においては、'svan rūpam' は「語」それ自身のかたち」とは読まれ得ないのである。

著者の VPI. 69-70の解釈には以上のような問題点が指摘し得るが、逐一それらの問題点を論証することはしない。著者とは異なるパースペクティブから当該の諸詩頌を読み解こう。

iii. 〈能力〉の差異 (saktiheda) ・ 〈言葉〉の差異 (śabdaheda) ・ 操作 (kārya)

まず VPI. 69-70の議論の文脈上の位置づけと流れを押さえておこう。バルトリハリは、VPI. 69-70の議論の前提となる VPI. 59において次のように述べている。

「実際には〈言葉〉とは異ならないにも関わらずそれとは異なるものとして理解される、[そのような〈言葉〉から]抽出された、〈言葉〉の「把握者」としての〈能力〉と〈被把握者〉としての〈能力〉という」二つの性質は、不都合なく、「〈言葉〉自体に関する」差異を前提とした操作 (bhedakārya) の根拠となる。」⁶⁾

ところでこの〈言葉〉自体に関する、〈能力〉の差異に基づく〈言葉〉とその〈語形〉という区別を根拠とした操作とは何

か。それについては、当該詩節に対する V.110 に次のように述べられている。

「同様に、〈被把握者〉としての〈能力〉と〈把握者〉としての〈能力〉の抽象が知によって確定的に把握される〈言葉〉についても、文法学においては、本来的なもの (mukhyārtha) としての区別」を対象としているかのような、〈名称〉 (samjñā) とその〈名称〉によって名指される〈名称対象〉 (samjñin) との関係付け (samjñin-samjñisambandha) をはじめとする、「〈言葉〉と〈語形〉の」区別を根拠とした操作が規定されている。」⁷⁾

〈言葉〉と〈語形〉の区別を根拠とした操作とは、〈名称〉と〈名称対象〉の関係付け操作、ならびに Paddhati を参照すれば⁸⁾ V.P1. 67-68 に述べられる定義文派生に関わる名詞接辞導入という文法操作である。

それでは、そのような操作が考慮される定義規則は何か。Paddhati が V.P1. 60-70 の議論をどのように概観しているのか、その要点を挙げよう。そこに、いかなる定義規則に関わる操作かが明瞭に示されている。

Paddhati V.P1. 60 導入部「それゆえこのように、〈名称〉と〈名称対象〉の関係付けが〈能力〉の差異に基づいて構成された、〈言葉〉における差異を根拠とするものである

ことを述べて、(原文欠落) 付随的に、その関係付けの対象が特別のものであることの明示に、後に述べる [V.P1. 61] 事例の例を挙げて、着手する。」⁹⁾

Paddhati V.P1. 69-70 導入部「以上のように [単一の〈言葉〉に] 〈能力〉の差異を想定することに基づいて [P1. 1. 68 という定義] 規則の意味を説明した上で、[その同じ規則の意味を] 普遍と個物の差異に基づいて別様に説明する。」¹⁰⁾

Paddhati V.P1. 69-70 終結部「単一の〈言葉〉に関する」〈能力〉の差異に基づく差異の確定という「本文脈の」目的を語るために P1. 68 が付随的に論じられた。さらにもたその「規則」についてのさまざまな見解が一次的に付随的に論じられた。」¹¹⁾

以上から明らかのように、問題となっている規則とは、P1. 1. 68 svam rūpan 'śabdasyaśabdasamjñā である。したがって、〈言葉〉とその〈語形〉の区別を根拠とした操作とは、P1. 1. 68 が規定する〈名称〉 (samjñā) と〈名称対象〉 (samjñin) との関係付け操作、すなわち具体的には定義規則としての P1. 1. 68 の形成であり、さらにはその定義規則文の派生に関わる〈名称〉を表す項目への主格接辞導入であり、〈名称対象〉を表す項目への属格接辞の導入なのである。¹²⁾

バルトリハリは、〈言葉〉自体に〈把握者〉としての〈能力〉と〈被把握者〉としての〈能力〉が想定されることに基づいて

指定される〈言葉〉自体と〈語形〉との区分を、P. 1. 68 の形成という問題として論ずるのである。

四・定義規則 P. 1. 68

Paddhan^g が VP. 1. 69-70 の導入部・終結部で述べているように、¹定義規則 P. 1. 68 の解釈は、〈言葉〉自体の〈把握者〉としての〈能力〉と〈被把握者〉としての〈能力〉の想定に基づく〈言葉〉自体と〈語形〉の区分の視点からと、〈言葉〉の普遍と個別者の視点からなされ得る。今問題なのは、前者の視点から定義規則としての P. 1. 68 についてバルトリハリが語るところのものである。ここで著者が本規則をどのように理解しているのかみてみよう。著者は『言語哲学 1』訳注 161 において、本規則を P. 4. 2. 33 agner dhak に関連させて次のように述べている。

「では、このストラ中の agni は、何を表示しているの
であろうか。 agni という語形そのものが、ここでは文法
操作の対象として指示されていると考えることができるだ
ろう。以下の論述に於て、『パーニニ・ストラ』 1. 1. 68
(P. 1. 1. 68: svan rūpan śabdasyāśābdasamjñā)、「[文法
規則中で用いられる] 語については、それが文法上のテク
ニカルタームである場合を除いて、それ自身のかたちが問
題にされる」は、まさにそのことを規定するストラであ
る。つまり、 dhak は、テクニカルタームであるから、

śvā を指示するが、ストラ中の語 agni は、この語形そ
ものが問題となっているのである。パーニニのストラ
によって語られているのは、まさにここまでのことである。
これに対して、バルトリハリは、このストラ中の agni
という語が、語として、何を表示しているのかという観点
をここに導入する。つまり、メタレベルの表示について、
以下に議論が展開されることになるのである。」

明らかである。著者は、P. 1. 68 を解釈規則と解している
のである。ここで本規則に関するカイヤタの次のような言明を
紹介しよう。¹⁶

「(1) あるもの達は言う。」

「規則中のある語 x から、その」〈語形〉、同義語、そ
の「x が表示する対象の」特殊「を表示する語」の理解が
結果するとき、当該「規則が」制限を目的とした解釈規則
として「適用される」。

一方、他のもの達は、次のように理解している。

「自己の適用を促す、自己が適用される規則を供給す
る」指標 (linga) となるものがないから、さらに、他規
則補完性 (vidhyantarsesabhava) はないから、当該「規
則」は、解釈規則ではなく、定義規則である。

(2) そして「後者のもの達にとって」は「devadatta」
などの〈名称語〉は、制限を目的として「使用される」。

というのが定説である。なぜならば、〈言葉〉は「どのような〈言葉〉であれ」あらゆる対象を理解せしめる〈能力〉をそなえており、そして対象は「どのような対象であれ」あらゆる〈言葉〉によって理解せしめられる〈能力〉をそなえているから、言語活動のために「これはこの〈名称〉によってのみ表現されるべきである」とか「これはこのものだけの〈名称〉である」というように」制限がなされるからである。¹⁵⁾

(3) として「当該の P.I. 68 中の」'rūpa' という語によつては、例えば、オウム・サリカー鳥・人間によつて発せられた「相互に」異なる個別的な音声形 (śabdavyakti) [agñi] に内属する、'agni' 性 (agnisādatva) とつた一般者 (sāmānya) が表示されてゐる。

(4) その場合、「sva' という語によつては個別的「音声形」が表示されるから」一般者が個別的「音声形」の〈名称〉であるとか、あるいは個別的「音声形」が〈一般者〉の〈名称〉であるとかいうように、任意に解釈がなされる。

(5) 個別的「音声形」は、文法操作を受けるとき、まさに一般者と結びついているものとして「文法操作を」受け、一般者もまた文法操作を受けるときには、まさに個別的「音声形」を通じて「文法操作を」受けるから、結果にはどんな違いもない。」

P.I. 1. 68 に関して、パーニニ文法学の伝統において規則の性格をめぐつてそれを解釈規則 (parichāsa) とする見解と定義規則 (samīkṣitva) とする見解とがあることが述べられている。そして、カイヤタの上記の言明における「他のもの達」の見解がバルトリハリが VP.I. 69. 70 に紹介する、〈言葉〉の普遍と個物の視点からの定義規則としての P.I. 1. 68 解釈に当たることは明らかであろう。さらに〈言葉〉とそれから区別される〈語形〉という視点から VP.II において次のように述べられている。

「異格表現が用いられている」P.I. 1. 68 においては、「同格表現が用いられている P.I. 1. 1 の場合とは違つて」〈名称〉と〈名称対象〉が「相互に」異なるものとして言及されている。¹⁶⁾

バルトリハリは、P.I. 1. 68 を定義規則として理解しているのである。実は、著者による VP.I. 69. 70 の翻訳の解りづらさの要因はここにある。バルトリハリは、P.I. 1. 68 を定義規則として議論を進めているのにもかかわらず、著者は解釈規則としての理解のもとに読み解こうとするのである。¹⁷⁾

五. 定義規則のタイプ

Viti on VP. 1. 60 によれば、二種の定義規則がある。すなわち、〈名称〉 (samīkṣā) と〈名称対象〉 (samīkṣin) との関係

付けには二様ある。(1)〈名称〉を供給する語と〈名称対象〉を表す語が異形 (Bhinharupa) のものと(2)両者が同形 (tuljarupa) のものとである。バルトリハリは、前者の例として *VP.1. 60* におおむね *P.1. 1. 1 viddhir aṭaṭic* を挙げてゐる。パターンジャリは、*P.1. 1. 1* に関して、八つの解釈可能性を検討し、最終的に本規則が定義規則であることを述べたなかで、命名文の特徴として、〈名称〉である語と〈名称対象〉を指示する語とが〈同一対象指示性〉 (*saṃanādhikarāṇya*) の関係にあるり、同格 (*ekavibhaktiva*) をとることを述べている。命名文のこの構造が、文法学派が〈言葉〉とその対象の関係が同一性の関係であると考へる根拠である。Vitiū は、このような命名文の成立に関して次のように述べてゐる。

「〔語形〕外の対象自体に〈語形〉を付託しようとするときには、〔語形〕としての「語〔自体〕を〔表示〕対象とする語は、〔それの〕振り所である〈語形〉〔だけ〕によつて〔有意味〕であるから、それには主格接辞が導入される。そして、「これがそれだ」というように〔名称語〕の表示〔能力〕の限定を特徴とする〈名称対象〉との関係付けが〔特定対象に〕制限される。」^③

このように、この種の命名文では、〈名称〉を供給する語の〈語形〉が〈名称対象〉を供給する語の対象に付託され、両者が同一なものとみなされるのである。そして、〈言葉〉はどの

ようなものであれ、〈名称〉として機能し得るといふ点で、特定の〈名称対象〉への関係設定は、その〈言葉〉のもつ表示〈能力〉の制限なのである。これがバルトリハリの基本的立場である。

問題なのは、第二のタイプの名称付けである。このタイプの定義規則が *P.1. 1. 68* である。

六、定義規則 *P.1. 1. 68* の意味

バルトリハリが当該個所の議論の下敷きにしてゐるのは、パターンジャリの次のような言明である。

「〔反論〕もしこのように [*P.1. 1. 56*] に代わつて *VP. 1. 1 ad P.1. 1. 62* に提案されるように「原音に依存する文法操作の場合を除き、〔原要素 (*sthanin*) に対して〕他なるもの〔である代置要素〕は原要素の〈名称〉を有する」と定式化〕されるとすれば、*P.1. 3. 28 aṅo yamatanaḍi* に規定される *āmanepada* 接辞の導入は、/han/ についてのみあり、*[P.2. 4. 42]* に規定される /han/ に代置される /vadh/ にはないことにならう。なぜなら、〔原要素である〕/han/ にはどんな〈名称〉もないからである。もしあるとすれば、それが /vadh/ にも転用されるであろうが。

[答] /han/ にも〈名称〉がある。[問] どんな〔名称〕か。[答] /han/ それ自体である。[問] どのように。[答] *P.1. 1. 68* の言明に基づき、それ自身の形は〔言葉〕の

〈名称〉である (svam rūpam śabdasya samjñā bhavati) から、[vadh/ばかりでなく]/han/にやこびぬ/han/が〈名称〉となるであろう (hanter api hanñi samjñā bhavisyati)。²⁸⁾

この Dhasya が明らかにするのは、パーニニ文法規則に現れるテクニカルタームを除くすべての語に関する定義規則として P1.1.68 は、「語にとつてそれ自身の形が〈名称〉である」ということを規定するものであるとしようことである。P1.1.68 によつては、P1.3.38 中の 'han' に関しつゝ '/han/ は /han/ を〈名称〉とする」(hanter hanñi samjñā bhavati) という定義文が保証されるのと同様に、²⁹⁾ 例へば P4.2.33 中の 'agni' に関しつゝ '/agn/ は /agn/ を〈名称〉とする」(agnēḥ agñi samjñā bhavati) という定義文が保証される。これは、³⁰⁾ 定義規則 P1.1.1 によつて /a/ 等が 'viddhi' としつゝ〈名称〉で呼ばれることが規定されているとき、例へば P7.2.1 とつた操作規則においてその〈名称〉が使用されるとき、すでに関係づけられた〈名称対象〉がそこで想起されるのと同様、操作規則 P4.2.33 中の 'agni' の〈語形〉から、その〈名称対象〉が理解されるということの意味する。

それではこの場合、〈名称対象〉は何であろうか。カイヤタは次のような説明を与えている。

「〔語形〕とつての /han/ に依拠して āmanepada 接辞の

導人が規定されているのであつて、何らかの〈名称〉に依拠して「それが規定されているわけではなし」…[Han/には P1.3.1 に基づき] 'dhātū' という〈名称〉があるとつても、それに依拠して āmanepada 接辞の導人が規定されているのではない…P1.3.28 に言及されている /han/ が〈名称〉であり、使用の場にある (prayogastha) [Han] が〈名称対象〉であるから、/vadh/ にも /han/ としつゝ〈名称〉が転用される。』³¹⁾

語の現れる場として規則と具体的使用の場が区別される。規則中の語から理解されるその〈語形〉が〈名称〉であり、使用の場におけるそれと同形の〈語形〉が〈名称対象〉である。操作規則 P4.2.33 に則して言へば、使用の場、すなわち具体的派生の場にある /agn/ に文法操作 dhāk の導人がなされるのである。³²⁾

7. 定義文 'agner agñi samjñā bhavati'

バルトリハリが問題にするのは、P1.1.68 のように一般化される定義規則、例へば 'agner agñi samjñā bhavati' ('agni は agñi の〈名称〉である」という定義文が如何にして成立するかということである。

7. 1. 定義文 'agner agñi samjñā bhavati' の意味

定義規則とは、特定対象に〈名称〉を付与する、言い換え

ば、〈名称対象〉と〈名称〉との関係を新規に設定するものである。当該定義文において関係づけられるものが何か、バルトリハリは次のように述べる。

「たとえば、[P1.1.1]などの定義規則における「*vriddhi*」などの語は、〈語形〉を抛り所として「*adaic*」[とごう語]によって理解せしめられる〈名称対象〉である「*/a/*、*/ad/*、*/au/*とごう」音声と関係する。」(VP1.60)

「[P1.1.1の場合と]まったく同じように、[P1.1.68の場合も、例えば「*agner agnih sanjinā*」とごうた場合]この「*agni*」とごう語は、「*agni*」とごう語 [それ自身/*agni/*]を抛り所として、「*agni*」とごう語と、後者が「*agni*」とごう語を表示対象とする限りにおいて関係する。」(VP1.61)

同じで言われているのは、P1.1.1において関係づけられるのが、「*adaic*」([*adaic*])と「*vriddhi*」([*vriddhi*])そのものではなく、それらから理解されるところの特定の音と「*vriddhi/*」という〈語形〉であるのと同じように、「定義文「*agner agnih*」において関係づけられるのは、この定義文に言及されている「*agni*」([*agni*])と「*agni*」([*agni*])そのものではなく、それらから理解されるところの〈語形〉として「*/agni/*」と「*agni/*」であるということである。このことは「*Vriti on VP1.61*」において次のように説明されている。

「その」[P1.1.68]に基づいて想定される「*agner agnih sanjinā*」とごうた定義文」においては、現に明言されている二つの語が「二つの語を」理解せしめるものである。「それらによって」理解せしめられる「語」もまさに二つ

あって、それらが関係付けを受け、「他の」操作を受ける。それゆえ、「〈名称〉として使用される」*agni*」という語 (*agni* = [*agni*]) は、「自己」対象である本質的に「自己」異なるな*agni*」とごう語 (*agni2* = *agni/1*) によって意味となるが、その「有意味化の根拠である「*agni*」とごう語 (*agni2/agni/1*)」を、別の「*agni*」とごう語 (*agni3* = [*agni*]) の表示対象である同じ音声形をもつ「*agni*」とごう語 (*agni4* = *agni/2*) の〈名称〉たらしめ⁹⁰。」

七・二 発声されている語 (*uccāryamaṇa*) と理解せしめられる語 (*pratyāyita*) — 語ごおける他者の弁別

定義文「*agner agnih sanjinā bhavati*」においては、以上のように発声されている語と理解せしめられる語(〈語形〉)とが区別され、関係付け操作の対象となるのは後者である。このことを確認するためにバルトリハリは次のような論証を展開する。

「およそ現に発声される語は、「それ自体としては」決して操作を受けない。「これらの対象となるのは、その語が

理解せしめる他者である」。[なぜなら]、その他者「す

なわち自身の〈語形〉」を理解せしめる〈能力〉が抑圧されることはない。[から]。(VPI. 62)

「語は、他者を理解せしめるために」発声されるとき、「その理解対象に」依存するものであるから、従属者であり、「したがって」操作と結びつくことはない。それゆえ、操作が結びつくのは、それら「現に発声される語の」対象であると考えられる。(VPI. 63)

「およそ何であれ比喩基準と比喩対象の両者に依拠している共通性は、それ「自体に関して」比喩がなされるときには「それから」別の属性が弁別される。」(VPI. 64)

「卓越の因である属性が自立的なものとして表示されるとき「すなわち名詞化されるとき」には、その「属性の」卓越性は「その属性に」依拠しているまさに「別の」属性に基づいて理解される。」(VPI. 65)

「その「現に発声される語」の表示対象として定在している語も、発声されるときには、それとは異なるものとして「その」形が弁別される。」(VPI. 66)

Vṛtti on VPI. 62, 66 ṽ Paddhati on VPI. 66によれば、VPI. 62 から VPI. 66 は、主張 (pratiñā, pakṣa)・証因 (hetu)・喩例 (dṛṣṭānta)・適合 (upanaya)・結論 (upasaṃhāra) の五支からなる論証式を構成している。それを示せば次のようになるであろう。

【主張】〈語形〉として定在している語に関する操作のために、語が発声されるとき、その語から他者が弁別される。

【証因】他者なくして発声は成立しないから（語の発声は他者を理解させるためであるという点で、他者に対して従属するものであるから）。

【喩例】共通性そのものについて比喩がなされたり、比較根拠それ自体について比較がなされたりする場合のように。

【適合】ところで、〈語形〉として定在している語に関する操作のための語の発声は他者なくして成立しない。【結論】よって、その語から他者が弁別される。

定義文 “agner agniḥ” は、〈語形〉 / agni / と 〈語形〉 / agni / を関係づけるために発声される。この文が発声されるときには、それぞれの発声される語としての “agni” ([agni]) からそれぞれの理解せしめられる語としての / agni / がそれらの他者として弁別されるのである。Vṛttiによれば、これは発声される語の本質である。語はどのようなものであれ、発声されるとき他者を理解せしめるものなのである。では、発声される語からなぜその他者が弁別されなければならないであろう。その点についてバルトリハリは次のように述べている。

「表示者 (vācaka) として適用されている『言葉』に表

示対象性 (vācya) はない。「他者を理解させるために適
用されているまさに」そのとき、他者を理解せしめるもの、
それは理解せしめられるもの (pratipadya) ではない。」

このように、本性として他者を理解せしめるものである語が
発声されるとき、理解せしめるもの (pratipadaka) である語
それ自身が理解対象であることはあり得ないために、必ず語か
らは理解対象として他者が弁別されなければならないのである。
しかしながら、バルトリハリにおいて、「語」とその他者は実
的には区別されない。その区別は概念的なものである。実際
には明言されている語と理解される語が別個のものとしてあるの
ではないことは言うまでもない。

七・三・定義文 'agner agnih samjñā bhavati' の派生

議論を簡明なものとするために当該の定義文の派生を
'agner agnih' (agni-¹nas agni-²su) に絞ろう。バルトリハリ
は次のように述べている。

「〈名称対象〉との関係付け以前において、〈名称〉は、
「それ自身の」〈語形〉を表示対象とするから、属格接辞
導入の、あるいは主格接辞導入の根拠となる。」(VPI.
67)

「それら「属格接辞と主格接辞」のうち、主格接辞は、
「それ自身の〈語形〉を表示対象とする点での」〈有意味

性〉に基づいて、〈名称語〉の後に導入される。一方、属
格接辞「導入の根拠である」〈余剩〉 (vyatireka) は、
「名称対象語」の対象が「まさにその「名称語」の表
示」対象「となること」から、「名称対象語」の対象に「
生ずる。」(VPI. 68)

例えば、'viddhi' という語には、その〈語形〉 ('viddhi'),
一般的な言語慣用の中で確立されている成長という意味、そし
て〈名称語〉として使用された場合のそれによって名指される
ものとの三つの表示対象がある。定義規則とは、特定対象に
〈名称〉を付与する、言い換えれば、〈名称対象〉と〈名称〉
との関係を新規に設定するものであるから、その関係が当該規
則によって確立されない限り、特定の語が〈名称〉としてその
特定対象を指示する、ということはない。すなわち、その場合
には、その特定対象はその語の意味領域には入らない。また、
定義規則において〈名称〉として用いられる語が対象言語とし
て用いられるということは矛盾する。その語の言語慣用の中で
確立された意味もまた定義規則の場では、その語の意味領域に
入らない。これに対して、その〈語形〉はその語から不可離
なものとして常にその意味領域にあるものである。そしてこの
〈語形〉表示が、〈名称語〉の有意味性を保証し、定義文
'agner agnih' の派生を可能とするのである。もし〈名称語〉
の対象が空であるとすれば、〈名称語〉それ自身の後への主格
接辞の導入は実現しないし、対象間関係も、関係項自体が成立

しないために成立せず、したがって〈名称対象語〉の後への属格接辞導入も実現しないのである。

この文の派生に直接関わる規則は以下のようなものである。

P1. 2. 45 arthavad adhatuṛ apratyayah prātipadikam //
(‘prātipadika’定義規則)

P4. 1. 2 svajasamanuichasābhyaṁbhisebhyaṁbhyas-
hasibhyaṁbhyasnasosāmhyosup // (名詞接辞導入規則)

P2. 3. 46 prātipadikārthalingaparinānavacanamātre
prathamā // (主格接辞選択規則)

P2. 3. 50 śasihī śese // (属格接辞選択規則)

‘agneh’ (agni-Nas) の〈語形〉/agni¹を理解させるためにそれ自身の〈語形〉/agni¹に依拠して発声される ‘agni¹’ ([agnj]¹) と ‘agnih’ (agni-sU) の〈語形〉/agni²を理解させるためにそれ自身の〈語形〉/agni²に依拠して発声される ‘agni²’ ([agnj]²) もともに名詞接辞が後続するものであるから ‘prātipadika’ と呼ばれるもの (名詞語幹) である。そして ‘agni¹’ ([agnj]¹) ・ ‘agni²’ ([agnj]²) がそう呼ばれるのは両者が意味項目 (arthavat) であるからである。それらはいかにして有意味項目足りえるのか。それらの有意味性を保証するもの、それがそれらの〈語形〉である。むしろ ‘agni¹’ ([agnj]¹) には属格接辞 ‘Nas’ が ‘agni²’ ([agnj]²) には主格接辞 ‘sU’ が後続してゐる。‘rājān’ ‘puruṣaḥ’ (rājan-Nas

puruṣa-sU) の場合とまったくパラレルに説明可能である。MBh ad P2. 3. 50 におけるバタンジャリの議論に基づくバルトリハリの次の言明をみよ。

「これ〔関係〕は、二者に存するとしても従属要素において付加的なものとなる。なぜなら、〔従属要素は限定者として〕他者に奉仕するものであるから。その〔従属要素に〕関してそれが表示されるとき、それは主要素に關しても享受される。」^④

‘rājān’ ‘puruṣaḥ’ においては ‘rājan’ の意味である王に対する付加的なもの (ādḥikya, vyatireka) として所有者性 (svāmīva) が現出し、他方 ‘puruṣa’ の意味である家臣に付加的なものとして所有物性 (svatva) が現出する。属格接辞は従属要素 (限定者 viśeṣana) を供給する項目の後にのみ生起しない。したがって、王に対する付加的なもの (ādḥikya, vyatireka) として所有者性 (svāmīva) の表示のために ‘rājan’ の後に属格接辞が導入され ‘puruṣa’ の後には、名詞語幹の意味だけの表示のために主格接辞が導入される。‘agneh’ ‘agnih’ の場合、それは ‘agni¹’ ([agnj]¹) の表示対象 /agni¹ と ‘agni²’ ([agnj]²) の表示対象 /agni² である関係性のもとで捉えて表現してゐる。この関係とは言うまでもなく、表示関係 (vācyavācakahāva) とある。Vitti on VP1. 67 に

次のように述べられている。

「そして、[自己の〈語形〉以外の]表示者 (vācaka) が、[名詞語幹の意味に] 付加的なものをもたらず因であるから、[表示関係が未確立の段階では] 関係項である別の語に [属格接辞生起の因である] 名詞語幹の意味に対する〈余剰〉 (pratipadikārthavayutika) はあり得ない。」⁶⁸⁾

したがって、'agni¹' ([agnī] 1) の意味であるそれ自身の〈語形〉に対して付加的なものとして現出するのは表示対象性 (vācayava) であり、'agni²' ([agnī] 2) におけるそれは表示者性 (vācakatva) である。限定者は 'agni¹' ([agnī] 1) の対象であり、被限定者は 'agni²' ([agnī] 2) の対象であるから、'agni¹' ([agnī] 1) の後には属格接辞が導入され、'agni²' ([agnī] 2) の後には、名詞語幹の意味、すなわち自己の〈語形〉だけの表示のために主格接辞が導入される。また、'agni¹' ([agnī] 1) と 'agni²' ([agnī] 2) の対象をこの関係性で捉える場合は、'agnir agniḥ' というように、'agni¹' ([agnī] 1) の後には、名詞語幹の意味だけの表示のために主格接辞が導入されることになる。例えば、P. I. 1. 1 の場合は、反対に〈名称〉と〈名称対象〉を表示関係のもとに捉えて表現するならば、'adaicam viddhīḥ' (adaic- 'am viddhī- sU) となるであろう。⁶⁹⁾

八. まとめ

以上のように、VpI. 60-70 は、定義規則としての P. I. 1. 68 に基づく具体的な定義文にそって、〈名称対象〉と〈名称〉の関係付け操作、そしてその定義文派生に関わる名詞接辞導入という操作が、〈能力〉の差異に基づく概念的な〈語〉と〈語形〉の区別に依拠したものであることを論じたものであることが明らかとなった。当該部分に関する著者の解釈は、先行の研究者たち (Raghubāṭha Sarmā [1963], Madeleine Biardeau [1964], K. A. Subramania Iyer [1965], K. Raghavan Pillai [1971]) の解釈に多分に強く引きずられたものであろう。これらの研究者たちは、すべて本来当該の議論には関連しない操作規則 P. 4. 2. 33 に則して VpI. 60-70 を理解しようとしているのである。理由は簡単である。それはここにおいてバルトリハリがボタンジャリの 'hanter api hanthī samjñā bhaviṣyati' に通ずる P. I. 1. 68 解釈を念頭において議論を展開していることを見落としているからである。それに対して Paddhati は明らかにこのボタンジャリの言明の意味を理解しており、したがって正しく P. I. 1. 68 を 'agner agniḥ samjñā bhavati' として理解しているのである。Paddhati を無視し得る理由は筆者には考えられない。Paddhati の作者はまさしくパーニニ文法学の伝統の中に生きたのである。

言語哲学者バルトリハリはパーニニ文法家である。Vākyapadīya 読解の困難 (やばや) にある。Vākyapadīya の正

しい理解には、言語哲学と文法学両面からの均衡のとれたアプローチがなされなければならないであろう。特にバルトリハリが文法規則を扱うとき、我々は文法規則の解釈に厳密さを欠いてはならない。そして、バルトリハリが、文法規則に関わる議論を展開するとき、常に Mahābhāṣya におけるバタンジャリの議論を念頭においていることには留意するべきである。

とまれ、著者の偉業（あえてそう呼ぶ）に敬意を表するものである。通読して感得するのは、行間にじみ出た著者の思想がバルトリハリに対する熱き情熱である。このような専門書において、それを感得できることはめったにあるものではない。いかなる翻訳研究であれ、それが言語表現である限り、それはすべて訳者の自己表現なのである。

* * *

本稿脱稿後、谷沢淳三氏よりパーニニ文法学派の〈語形〉論を扱った谷沢 [1999] をお送りいただいた。以下本稿に関連すると思われる点について若干筆者の考えを述べたい。

(1) 谷沢 [1999: 23] における VP.1.61 解釈は赤松氏と同様、P.4.2.33 に関連付けたものである。谷沢氏も P.1.1.68 を解釈規則とみなしているのである。バルトリハリが P.1.1.68 を定義規則として議論を展開していることは本稿に明瞭になったと思われる。

(2) 谷沢 [1999: 31、註(11)] は、赤松氏の Vṛtti on VP.1.59 の和訳ならびに文法用語 'vyapadesivadhava' 解説（『言語

哲学 I』注 58）を「意味不明瞭」とし、谷沢氏自身の当該部の訳を説明を織り込む形で提示している。'vyapadesivadhava' を「本来の説明を有しているものの如くにあること」と解釈する点を除けば妥当なものである。'vyapadesa' は説明というより表現あるいは呼称であり、注 7 で述べたように、'vyapadesivadhava' とは、「第一義的に x と表現されるものに準じて本来 x と表現されないものに文法操作が拡大適用されること」である。ちなみに赤松氏の解釈は「固有の限定的指示（名称）をもつものごとくにあること」である。

(3) 谷沢氏の〈語形〉が〈適用原因〉(pravṛtiniṃita) としての側面をもつという指摘は極めて重要である。氏は述べる。「なお、赤松 (1998 (2), 204-217) において、文法学派における固有名の問題が論じられている。しかし、そこでは語の〈自らの形〉が〈指示対象〉(赤松氏の用法では「指示対象」と「表示対象」の両方が同じ意味で使われているように思える) となるという観点しか述べられていない。それでは全く彼らの「固有名論」を説いたことにはならない。」(谷沢 [1999: 31-32 (註(12))]) まったく同感である。しかし定義規則 P.1.1.1 に関してナーゲーシヤが〈語形〉を〈適用根拠〉とする立場 (A) と〈指示対象〉とする立場 (B) の双方に言及している事実も看過しえない。

(A) 「名称語」においては、語「自身の形」が適用根拠である。なぜなら、「定義規則によつては」〈名称対象〉にそれ「語[自身の形]」が結びつけられるのだから。一方、〈名称対

象語)においては、(名称対象)に存するあれこれの属性が適用根拠である。そしてこのような場合、[P1. 1. 1からは]『vridhhi/とらう語を有するものと異なる /ā//ai//au/』とらう認識がある。』

(B) 「一方、あるものたちは次のように言う。『定義規則に於ける』『vridhhi』などの語は#のく語『自身』の形』を意図してゐる。[P1. 1. 1からは]『vridhhi/とらう語と異なる /ā//ai//au/』とらう認識がある。ハルトリノリは次のように述べてゐる (VP1. 60 注用)』

(4) 谷沢 [1999: 32' 註 (12)] は赤松氏の VP1. 68 とそれに対する Vrtti の和訳を「意味不明」とし、その原因を赤松氏の 'vyatireka' 理解に求めてゐる。もっともな指摘である。

文献・略号

Biardeau, Madeleine.

1964. *Bhartrihari, Vākyapaṭhya brahmacanda avec la vrtti de Harivarṣaha; texte reproduit de l'édition de Lahore; traduction, introduction et notes par Madeleine Biardeau*. Publication de l'Institut de Civilisation Indienne, 24. Paris: Boccard.
Cardona, George.

1967-68. "Anvaya and Vyatireka in Indian Grammar." *The Adyar Library Bulletin* 31-32: 313-352.

Helarāja. See Subramania Iyer [1963, 1973].

Kāśikāvṛtti: Vāmana and Jayāditya's *Kāśikāvṛtti*. See Misra

[1985].

MBh: Patanjali's *Yākaranyamabhāṣya*. See Vedavata [1962-63].

Misra, Śrinārāyaṇa.

1985. *Kāśikāvṛtti of Jayāditya Vāmana, along with Commentaries Vivaraṇapañcīkā-Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamāñjari of Haradatta Miśra*. Ramabharati Series, 5-10. 6 volumes. Varanasi: Ratha Publications.

Nyāsa: Jinendrabuddhi's *Nyāsa*. See Misra [1985].

小川 英世

1991. 「バーニニ文法学派における文の意味」(『前田惠學博士頌壽記念 佛教文化學論集』山喜房佛書林 pp. 543 (238) ~562 (219))

P: Pāṇini's *Aṣṭādhyāyī*.

Padamāñjari: Haradatta's *Padamāñjari*. See Misra [1985].

Paddhati: Viśabhadeva's *Paddhati*. See Subramania Iyer [1966].

Pradīpa: Kaiyata's *Pradīpa*. See Vedavata [1962-63].

Punyarāja. See Subramania Iyer [1983].

Raghavan Pillai, K.

1971. *Studies in the Vākyopadhyāya, volume I: the Vākyopadhyāya, critical text of cantos I and II (with English translation, summary of ideas and notes*. Delhi: Motilal Banarsidass.
Raghunātha Saṁnā.

1963. *Vākyaḥādyaṃ, Part I (Brahma-Kāṇḍam), with the*

Commentary Śoḍaḥāvaritī by Hariścōha and Ambākarī by Pt. Raghunātha Śarmā. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit University. [Reissued with new pagination, 1976, 1988.]

1968. *Vākyaḥādyaṃ, part II (Vākya-kāṇḍam)*, with the *commentary Ambākarī by Raghunātha Sharmā*. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit Vishvaavidyalaya.

1974, 1991². *Vākyaḥādyaṃ, Part III (Pada Kāṇḍa, Jāti, Dravya and Sambandha Samuddēśa) with the Commentaries 'Prakāśa' by Śrī Helarāja and 'Ambākarī' by 'Padmarāṣī' Pt. Raghunātha Śarmā*. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit University.

1977. *Vākyaḥādyaṃ, Part III (Padakāṇḍa, Vṛtissamuddēśa) with the commentary 'Prakāśa' by Helarāja and Ambākarī by Pt. Raghunātha Śarmā*. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit Vishvaavidyalaya. Rau, Wilhelm.

1977. *Bhartrihari's Vākyaḥādya: Die Mūlakarikās nach den Handschriften herausgegeben und mit einem Pada-Index versehen. Abhandlungen für die Kunde des Morgenlandes XLII, 4*. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag. Subramania Iyer, K. A.

1963. *Vākyaḥādya of Bhartrihari with the Commentary of Helarāja, Kāṇḍa III, Part I*. Deccan College Monograph Series, 21. Poona: Deccan College.

1966. *Vākyaḥādya of Bhartrihari with the Commentaries Vṛtī and Paddhati of Vṛṣabhadeva*. Deccan College Monograph Series, 32. Poona: Deccan College.

1973. *Vākyaḥādya of Bhartrihari with the Commentary of Helarāja, Kāṇḍa III, Part II*. Poona: Deccan College.

1983. *The Vākyaḥādya of Bhartrihari, An ancient Treatise on the Philosophy of Sanskrit Grammar, Containing the Ttkā of Panyarāja and the Ancient Vṛtī, Kāṇḍa II, with a Foreword by Ashok Aklujkar*. Delhi: Motilal Banarsidass.

谷兒 淳三
1999. 「ペーニニ文法学派の固有名論と〈フレーゲのバズル〉」(『信州大学人文学部 人文科学論集(人間情報学料編)』第33号 pp. 21-35)

Uddyōta: Nāgeśa's *Uddyōta*. See *Vedavṛata* [1962-63].
Vedavṛata.

1962-63. *Śrībhagavatpāṭāṅjīvīracītam Vyākaraṇa-Mahabhāṣyam (Śrīkaṣyātakertapradīpena nāgōjāhātīkṛtena-bhāṣyavṛatā-podvyūtena ca vibhūṣitam)*. 5 volumes. Gurukul Jhajar (Rohataki): Haiyānā-Sāhitya-Samsthānam.

VP: Bhartrihari's *Vākyaḥādya*. See Rau, Subramania Iyer 譚
顯樂 1975 Rau 246-62]

註

* 本稿執筆の機会を与えて下さった大谷大学教授一郷正道氏、書評執筆者として推挙していただいた著者九州大学教授赤松明彦氏に心より謝意を表すものである。

① 「二 文法学の基礎知識」において著者は、バーニニ文法規則中に用いられる〈行為〉(kriyā)の同義語としての〈dhava〉を説明して『言語哲学』pp. 202-3)「あらゆること」[あらゆること]とを意味すると説明しているが、これはミーマンサーの解釈である。そのような解釈の文法学文献上の根拠が明示されるべきである。また、「単語」は、さらに〈語幹〉(prātipadikā)と〈変化語尾〉(vibhakti)とに分析される」と説明されるが、〈語幹〉(prakṛti)には名詞語幹 (prātipadikā) と動詞語幹 (動詞語根 dhātu) とがある。

② Vākya-padīyaの「八つの主題」については、『言語哲学』第五章「語」と意味と両者の結合関係 (一) — 八つの主題 — (pp. 65-80)を参照された。

なお、著者は VP 1. 26 (te līngaiś ca svāśābdaiś ca śāstre 'smṛin upavāritāih / smṛiyarham anugamyan kecid eva yathaganam //)を次のように訳す。「これら「八つの主題」が、この文法学の論書のうちで、間接的な事実を用いて、あるいは直接的な言辞によって説明されている。いくつか「事柄」だけは、伝承に従って、記憶のために敷衍される。」(下線筆者)「いくつか「事柄」だけは」(kecid eva)というこの解釈は、明らかに Vṛitiの「八つの詩節全体で、本書で論じらるべき主題が言い尽くされてゐる」(trisy apy esu ślokeṣu prastūtaṣu parimāṇiḥ)とどう言

明と矛盾する。Paddhatiは「それぞれだけの主題が本書において追究される」(etāvanta eva padārthā atāṅgamyanīte)と説明している。「八つの主題」すなわち Vākya-padīyaの主題なのである。このことは Paddhatiが Vākya-padīyaの目的 (prakaraṇaparyojana)を説明して「全八主題の正しい追究」(astāpadārthasannaganam)という時、より明瞭である。よって次のような解釈を提案したい。「これら「八つの主題」が、この学問体系において、間接的な指示と直接的な言葉を通じてすでに述べられている。特定の事項だけが記憶に留めおくために伝承に従って「本書において」は追究される」が、それらの事項こそはその八つの主題にはかならない。』

③ 定義規則は、操作規則において使用される〈名称〉としての言語項目によって、その対象として〈名称対象〉を理解させるために設定されるのである。Padamanīari on P1. 1. 68: pradeśesu samjñisempratyayārtham samjñākaranam /

④ agnī-agnīāが何を指示するかについては本稿「七・一、定義文、agner agnīh samjñā bhavati」の意味」をみよ。

⑤ 本稿「四、定義規則 P1. 1. 68」カイヤタの言明 (3) (4)を参照。

⑥ VP1. 59: bhedenāvagñītau dvan śābdadharmāv apodhritau / bhedakāyeṣu hetuvram avirodhana gacchati // なお、著者の訳は以下のとおり。「認識されるものであること」を「認識させるものであること」という「別個のものとして理解される、分析的に抽出された語のふたつの性質は、区別を振り所とする諸々の文法操作に対する原因として、互いに対立することなく働く。」ここでは、二つの性質が相互に「別個のものとして理解される」ということは意図されていない。dharma-dharmīn (śakti-śaktimān)の構制において、実的には、性質はその担い手と区別されないものにも関わらず、概念的にそう区別されて理解される。したがって、「把握者」とし

ての〈能力〉・〈被把握者〉としての〈能力〉という二つの性質の担い手である〈言葉〉から、それらの性質が区別されるものとして理解されるのである。

- ⑦ Vrti on VP1. 59: *tattha śabdessv api buddhivā parigrihitā-grāhyagrāhakahākyapoddhāreṣu mukhyāṛthavisyayānīva sāstre sanjñāsamjñisambandhādīni bhedakāryāni vidhiyante //* (赤松「全くそれと同様に、文法字では、認識されるものであること」^{スルハカ}、認識させるものであること^{スルハカ}というふたつの能力の分析的抽出が受け入れられている諸々の語に対しても、あたかも「そのような区別を」^ヲ一次的・本来的な対象とするかの^ニごとくに、^ヲ名指すものと^ヲ名指されるものの結合関係をはじめとする、^ニ区別に基^キづく文法操作が、知識作用によってなされる。〕パルトリハリが立脚する文法字(śāstra)における文法操作を規定している(vidhiyate)のは、「知識作用」(buddhi)ではなくパーニニをはじめとする文法家である。

なお、(1)と(2) Vrti は解釈規則 vyapadeśivad ekasmin [MBh: vyapadeśivad ekasmin kāryam bhavati] に依拠している。(3) 解釈規則の意味するものは、次のとおりである。Pratīpa on vr. 2 ad P1. 1. 21: *nimittasadbhāvan mukhyo vyapadeso yasyāsti sa vyapadeśī, yas tu vyapadesahetvabhāvad avyapamānavyapadeśāsa tena tulyam varīate kāryam pratīti vyapadeśivad bhavati ucyate //* 「×と^レ呼ばれる根拠があるから、本来的に×と^レ呼ばれるもの、それが vyapadeśin (第一義的被表示者) である。一方、×と^レ呼ばれる根拠がないために、×と^レ呼ばれることがないものは、文法操作に対しては、その「第一義的被表示者」に準ずるから、第一義的被表示者に準じて、「文法操作を受ける」と言われる。〕パルトリハリはこの解釈規則を次のように説明している。VP3. 14. 16: *vyapadeśivad ekasmin buddhivā nānāvākāpanā / tayā kalpi-tahedeh sam arthātmā vyapadeśiyate //* (「単一のものに関して、

本来的に「差異あるもの」^ト呼ばれるものであるかのように、知によって差異が構想される。それ「知」によって差異が構想されること^ヲ、対象そのものが「差異あるもの」^ト呼ばれる。〕

- ⑧ Paddhati on Vrti ad VP1. 59: *sāstre iti [V] svam rūpam śābdasya ity atra sanjñāsamjñisambandhaḥ / ādīśobho yathā vaksyati prak sanjñinābhisambandhād iti /* Paddhati on VP1. 67: *bhedakāryeṣu hetuvam gaccharīty uktaṃ / tad darsayam aha prak sanjñinā iti /*

- ⑨ Paddhati on VP1. 60: *tad evam sanjñāsamjñisambandham śāktitibhedaprakāpitaṃ śābodbhedambandhanam [Racod: śāktitibhedaprakāpīśābodbhedambandhanam] abhidhīyā-.prasāngena viśīṣa-viśayātām tasya sambandhasya darsāyitum vaksyamānāsyārthasya darsānenopakramate... /*

- ⑩ Paddhati on VP1. 69-70: *evam śāktitibhedakāpanaya sūrāṛtham varṇayivā jātivyaktibhedanāyathā vyācāṣṭe svam rūpam iti /*

- ⑪ Paddhati on VP1. 69-70: *śāktitibhedād bhedavyavasthāprayojā-nakathanena svam rūpam ity etat prasaktam / tatpāpi darsānabhedā anuprasaktāḥ /*

- ⑫ 我々は「定義規則に^レな^レど^レ」定義文(Paddhati on VP 1. 61: *sanjñāsamjñivākyaṃ. Paddhati on VP 1. 68: sanjñāsamjñisambandhavutpattivākyaṇa) を通^シて「名称」と「名称対象」の関係を習得する(Paddhati on VP 1. 60: *sanjñāsamjñivyutpattikāle. Paddhati on VP 1. 67: sanjñāsamjñisambandhavutpattikāle)。**

- ⑬ これは著者の誤解である。確かに dhak は日常言語ではなく文法学の領域でのみ使用されるという意味では「テクニカルターム」である。しかしながら、パーニニ文法字体系において、それに関す

る定義規則は存在しない。dhakは P3. 1. 1に基つて 'pratyaya' とつづ(名称)を有する接辞である。dhakS/dh/2/ev/が P7. 1. 2に基つて置かれる。もしも P1. 1. 68 に基つて P4. 2. 33 中の dhak は、それ自身の語形/dhak/を指すものとせば。

- ⑭ Pradipa on MBh ad Pl. 1. 68: svarūpasya paryāyānām tadvisesānām ca grahane prāpte niyamānāḥ parihāṣeyam iti kecid āhuh / anye tu līngbhāvād vīdhyantarasesābhāvāt [Read: vīdhyantarasesābhāvāvaj] ca nayan parihāṣā, api tu samjñāsūtram idam iti pratipannāḥ / devadattadyas' ca samjñāsābhāda niyamānāḥ iti siddhāntāḥ / sarvārtha-pratyāyanaśaktiryukto hi śabdāḥ sarvasābudhapatrayāśaktiryuktas' cārtha iti vyavahārya niyamāḥ kriyate / rūpāsādhena cehāgnisābdatvādikam śukasārīkāpurusodritabhinnasābhāvayakti-samavetaṁ sāmānyam abhidhīyate / tatra vyaktiḥ sāmānyam samjñā-sāmānyasya vā vyaktir iti vyākhyāne kāmācārāḥ / vyaktiḥ kāryam pratipadyamānā sāmānyapratibaddhaiva pratipadyate, sāmānyam api kāryam pratipadyamanam vyaktidvāreṇaiva pratipadyata iti phele na kascid bhedah' //

⑮ 上の制限に基つて VP 2. 366 でヘルトリハリは次のように述べている。「名称」語の対象を理解せしめる「能力」が特定の「名称対象」に言語活動のために制限される。しかし、たとえば「牛」「こう語」の場合と同じように、「ディクタ」なようにした「名称語」の場合も、その「表示」関係は常住である。(vyavahārya niyamāḥ samjñānām samjñīni kva cit / nitya eva tu sambandho dīdhādīṣu gavādīvat // 赤松「名指すもの」固有有名が、何かある名指されるものに対して限定的に使用されるのは、日常生活的な言語表現活動のためなのである。たとえば「ディクタ」という名指すもの固有有名は、ディクタという名指されるものに対して、恒常

的な関係をもっている。ちよび「牛」という語が、牛に対して恒常不変の関係をもっているように。)

- ⑯ Vṛiti on VP1. 69-70 にも同趣旨のことが述べられている。「言語哲学」 pp. 128-130 (原典指示 129-4) を参照。

⑰ Vṛiti on VP1. 61: svam rūpam śabdāsyeṣu samjñāsamjñānām bhedenopādīyate (赤松「[文法規則]において」「語のそれ自身のかたちが」と言われるとき、それは名指すものと名指されるものが、別個のものとして理解される。)

⑱ Vṛitiは「定義規則として」の P1. 1. 68 に関し「文法学者達の諸定説があり、それらに関して多岐にわたる伝承がある」(Vṛiti on VP 1. 69-70: svam rūpam śabdāsyeṣu bahuvyikalpo vaiyākaraṇādhi-karaṇeṣv āgamah / 赤松訳「語のそれ自身のかたち」というパターンの「ストーリー」については、文法学派の様々な定説の中の伝承は、実に様々な選択的見解をもっている。)と述べている。当該規則から何を「名称」として立て何を「名称対象」としてたてるかに関し様々な説があるところを認めているのである。もちろんその前提にあるのは P1. 1. 68 は定義規則であるところの解釈である。

⑲ MBh ad Pl. 1. 1: idam khaliv api bhūyāḥ samānādhikarānyam ekavibhaktivam ca / dvayoś caudā bhavati / kayoh / viśeṣanaviśeṣayor vā samjñāsamjñīnor vā / 定義規則 P1. 1. 17 unāḥ (ンヤーカーリヤの見解では、^ニはそれにはという語が後続する^ニと^ニ 'pragñhya' という「名称」を有する)の場合は、「名称対象」は属格形で表示されづる。したがってこれはあくまでも一般論である。

⑳ Vṛiti on VP1. 68: svarūpādhyāropaciktīrṣāyām bahyeṣv arthānmasu śabdārthanām svarūpēnāḥīṣhānabhūtenārthavattvāt prathamā vīdhyate, so 'yam iti ca samjñinā śakryavacchedakṣaṇāḥ sambandho niyamāyate // 赤松訳「表示対象それ自体である外界のものに対して」「語」それ自身のかたちを付託しようとする

きに、諸々の語の意味は、その拠り所である語それ自身（スワールパ）の
よって表示対象をもつものとなるから、第一格（主格）が命じられ

る。そして、「それ（名指すもの）はこれ（名指されるもの）であ
る」というように、名指されるものとの、表示能力の限定を特徴と
する関係が決定される。」²⁰なお、「言語哲学」に訳注138における「
の語のかたちの語の意味に対する「付託」の問題に関する言
論」を批判は正鵠を射たものである。またバルトリハリは、「言
葉」が普遍（*ān*)を表示するという見解から、「言葉」とその対象
の関係習得に関して「付託」を導入し、次のように述べている。

VP3. 1. 6: *svajāhī prathamam śabdāhī sarvair evābhīhīyate /*
īato 'rīhājātirūpeṣu tadadhyātopakalpanā // 「語は専らにすべ
はじめて「対象との関係が習得される」と否には「自らの普遍を表示
する。それから、対象の普遍であるものにその「語の普遍」が付託
される」と想定される。」これに対する注釈において、「ヘーラー
ラー ज्याは、Pl. 1. 68 の 'rūpa' という語について、見解の相違に
応じて、それが「語形」と解されたり、語に固有な普遍的な在り方
(*svā jātiḥ*) と解されたりすることを述べている。Helārāja on VP3.
1. 6: *rūpan* hi *svarūpan* *svā jātir* *yeiti darsanabhedena kathyate /*
注18参照。

〈名称語〉の表示（能力）の制限に関しては以下の詩頌を参照せ
よ。VP2. 369: *vidhyādīnām ca śāstre 'smān chakriyavaccha-*
lakṣaṇah / akriṣṭo hi sambandho viśeṣanaviśeṣavati //（赤松
「この文法学においては〈vidhi〉などの「名指すもの」と、名指
されるものとの「非人為的な関係は、それのもつ意味表示能力を特
定の対象のみに限定する」ということの中に成立している。この関
係は、修飾語と被修飾語の間に成立する関係に似てゐる。）」

²⁰ 同一性表現における制限の関与は、「パーニニ文法学派が同格表現
における文意として限定関係（*viśeṣanaviśeṣabhava*）を指定する

こと」²¹とからも正当化できる。」の点については、小川 [1991:
550 (231)–554 (227)] を参照された。

²¹ MBh on vl. 11 ad Pl. 1. 62: *yady evam āno yamaṇa*
āmanapadam bhavātīti hanter eva syād vadhēr na syāt / na hi kā
cīd dhanteh samjñāsti yā vadhēr arīṣīyeta / hanter api samjñāsti
/ kā / hanter eva / katham / svam rūpan śabdasyāśbaddasamjñā itī
vacanāt svam rūpan śabdasya samjñā bhavātīti hanter api hanthī
samjñā bhaviṣyati /
なお Pl. 1. 68 に対するパタンジヤリの説明も Pl. 1. 68 が定

義規則「解かれ得る」ことを示唆している。MBh ad Pl. 1. 68:
rūpagrahanam kimarṭham na svam śabdasyāśbaddasamjñā
bhavātīty eva rūpan śabdasya samjñā bhaviṣyati / na hy anyat
svam śabdasyāśy anyad ato rūpāt / evam tarhi siddhe sati yad
rūpagrahanam karoti taj jāpayaī ācāryo 'sti anyad rūpāt svam
śabdasyeti / kim punas tat / arthah / (「問」 [Pl. 1. 68 には] 何
のために「rūpa」という語が言及されているのか。[答]「言及され
る必要は」なご。'svam śabdasyāśbaddasamjñā bhavātī' とのみ「定
式化されれば」〈語形〉が〈言葉〉の〈名称〉として「理解される
で」ある。なぜなら「言葉」には「別の「自己関係項」(sva) は、
この「語形」以外にはないから。このようなら、それでは「[sva
の言及で] 確立されるのに「rūpa」という語を言及しているからに
は、師は以下のことを示唆している。すなわち、〈言葉〉には「語
形」とは別に「自己関係項」がある。「問」しかしそれは何か。
[答] 対象 (artha) である。」)

²² Paddhati on VP1. 61: *svam rūpan ity āta vyavasthiam agnir*
agneh samjñeti /

²³ Paddha on MBh ad Pl. 1. 62: *yady evam iti / hanthim*
svarūpenopādāyāmanapadam vidhīyate na tu kāmci samjñām

āstīrye bhavaḥ / na hri / yady api dhatusamjñsū. tathapi na tadupādānenāmanepadam vidhīyate / hanter apñi / āno yama-ha-na iti sūtropāto hanñi samjñā. prayogasthas tu samjñiti vadher api hanñisamjñātidīśyate / Cf. Uddyota on P. 1. 68: śabdasya sūtroccāriasya svam svīryam rūpam prayogastham samjñity artha iti kecit / 「規則中に発声されたる〔語〕にこのつは、使用の場にある自身の形が〔名称対象〕である。」

- ㉔ 「ソニニヤラージャによれば〔言葉〕は六範疇に区分される。正語 (sāhnu) と不正語 (asāhnu) 正語の下位分類としての文法学上の語 (śāstīrya) と具体的使用の場に現れる語の下位分類としての口説語 (laukika) と口説無語 (vaidika) ㄱㄴㅇ° Punyaraṇa on VP2. 77-83: tatra sodhā śabdah / sādhur asādhūś ca / sādhur api śāstīryah prāyogikāś ca / śāstīryo pi tredhā pratipādyaḥ pratipādaka ubhaya rūpāś ca / tatra pratipādyo yathā—dādhar-tyādñi nīpāyamānah / pratipādako—yathā prakṛtiprayavādñi / tena hi kumbhakārādñi prayogasthah pratipādyaḥ / ubhaya rūpō yatha itavyasābdah / sa hi tavyasābdena pratipādyaḥ / prayoga-stham ca sa itavyasābdam pratipādyaḥ / prāyogikāś ca laukika-vaidikabhedena dvīdhā / ityevam asādhunā śaha sodhā śabdah /
- ㉕ Vitti on VP1. 61: tatra dvau śabdau sūryamānau pratipādakau / pratīyamānāv api dvāv eva sambandhabhāgāu kāryānu / tasmād agnisābdo yenarthabhītenabhinnaṛpenpagañśābdenatṛhavān, tam agnisābdatārābhīdheyasya tulyaśruter agnisābdasya samjñābh-āvam pratipādyaḥ /
- ㉖ Paddhati on VP1. 62: pratīñāśyārthasvottarasamñi śloke hetum vakṣyati / (赤松)に主張されたる事柄のごとくの理由は、次のシチュエーションで述べらるゝ。

Paddhati on VP1. 66: heturjñānābhyaṃ vyatireka-vyavasthānādirānam kṛtvā yathāprakṛtam svarūpam eva punar anusamhriyate / 「理由と喩例を通じ、〔その理由から他者の〕弁別が確定されることを例証して、主題にそつてその〔語形〕を再び〔主題に〕引きつける。」赤松「詩節六三におつて述べられた論理的理由と〔詩節六四一六五におつて述べられた〕二つの喩例によつて、弁別の想定の確定を明示した上で、目下の主題となっている他ならぬ〔語〕それ自身のかたちが再度結論へと導かれゝ。」

Paddhati on VP1. 66: nāyam apūrvah pakṣah / paratantravād itī hetuḥ / samāyam āstīram, guṇah prakāśaketur yah itī dīśāntah / tasya ity anenopasamhārah / upanavyapadarśanam etad itī / 「〔その〕で新規の主張がなされるわけである。VP1. 63におつては理由 [が示されたる]。VP1. 64-65におつては喩例 [が挙げられたる]。VP1. 66 における結論が [示されたる]」

「同」に、その [適合を示されたる]。

- ㉗ ハルトリハリは、その発声における他者の弁別の喩例のひとごとく比喩をあげているが、Vṛttisamuddeśa の比喩表現を論ずる文脈においては、反対に比喩における他者の弁別の例として、その〔語形〕の弁別を挙げたる。VP3. 14. 454-55: yathā prakāśah sarvatra nimitāntarabheukah / dravyavād guṇasābde // pi sa nimitam apekṣate // yo ya ucaryate śabdah sa svarūpani-bandanah / yathā talhopamāneṣu vyapekṣā na nivarate // 「例えは、何に關してあれそれの卓越性は [自] 以外の根拠に依拠する。〔より白く布〕〔śuklatarāh patañ〕における布のごとく。〔実体的場合と同様〕属性を表示する語の場合も、〔その〕の色はより白く。〔śuklataram asya rūpam〕とごつて、白くたる属性に關する。その [卓越性] は、[輝度と] いった自己に關係する自己以

外の」根拠を期待する。「*yo'ya'i*」例えば、およそこのような語で
あれ、それが発声されるとなには、「自己と異なるものとしての」
〔語形〕に依拠する「から、〔語形〕としての語が発声されると
には、それは、それと異なるものとしてのさらなる〔語形〕に依拠
する」。これらと同様「*x'xy'x*との間に*x*を共通性として成立する
『*x*のような*y*』という比喩の場合も、*x*の*z*と*y*の*z*に関しつ
『*x*の*z*のような*y*の*z*』という」比喩がなされる場合、「*z*と
は異なる*z*と関係する属性に対する」期待が失せるということとな
る。)]

- ②⑩ *Vṛti* on VP1. 62: *sarvasyatāyām* [= *anyapratyāyakatvam*]
uccāyānāśyātmadhamaḥ /

②⑩ VP3. 3. 26: *na ca vācakarūpeṇa pravṛtisyāsū vācyatā* /
pratipadyam na tat tata yenanyat pratipadyate [Read:
pratipadyate] // (Iyer の読みに従う)

②⑪ *Vṛti* ㄱ 詩節中の ‘*prak samjīnābhīsambandhat*’ を「〔名称〕
が〔名称対象〕と関係付けられること」(yātava samjīnā tu samjīnā
na sambaddhā) というように言い換え、それを Paddhati は「*(n)*
れは『*バナナ*』である」というように〔名称〕と〔名称対象〕の関
係を習得するときに「*(n)*」(*samjīnāsamjīnāsambandhavṛtipatikāle*
ayam panasa ity) というように説明しよう。Helarāja on VP3. 1.
6 を参照せよ。

②⑫ Paddhati on VP1. 60: *vṛddhir ādait ity atra*
saṃjāsamjīnyivyupatikāle vṛddhisabdasya na laukiko ’rhaḥ.
vīrohat / *na cādarcaḥ samjīnītrasya vyūpādyanānāvā* / *tataḥ*
svāṛṇam evārhat /

Vṛti on VP1. 67: *abhidheyāntarapravīke ’py abhidhānasya*
svāṛṇpenāpravīkamaṃ darśayati / *ノローラー* *ジヤ* の言を借りれ
ば「〔語形〕は語として内的な対象 (*antaranga*) であり、それか

ら切り離せないものであり (*abeyā*)」その語固有の対象
(*śāśhanāna*) である。Helarāja on VP3. 3. 2: VP3. 14. 581.

③③ このような関係表現文の派生の詳細については、Cardona
[1967-68] ならびに小川 [1991] を見られたこと。

③④ VP3. 7. 157: *dvīśiṅho ’py asaṃ parāthavād gūṇesu vyatīryate*
/ *tatābhīdyamānah sam pradhāne ’py upayujyate* [Read: *up-*
abhuyate] // (Iyer の読みに従う)

③⑤ *Vṛthon* VP1. 67: *vācakarām ca vyatīrekaḥeturvā sambandhi-*
ni śabdāntare prātipadikārthanayāntico na prakalpe / (赤松「*ny*
i’-」は「表示対象の」直接的表示者「である名詞語幹」が、弁別的
想定を生み出す原因であるのだから、別の語が「その語」関係を
有するものであるときは、名詞語幹の意味として、「語それ自身
のかたちとは別のなにかある意味を」弁別的に想定することが、
「*ny’i’*」起ることはなる。) 筆者にはほとんど理解不能。

なお、表示関係の表現にうつは以下のバルトリハリの言明を参
照されたこと。VP3. 3. 3: *asyāyām vācako vācyā itī śāśhyā*
prātyate / *yogah śabdārthayos tattvam apy ato vyapadyāte* //
「『これはこれの表示者である』とか『これはこれの表示対象であ
る』というように、〔言葉〕とその〔対象〕の関係が属格接辞によ
って理解される。さらにこの「関係」から「両者は」同一である
(*tatva*) とも言われる。』〔言葉〕とその〔対象〕の関係が確立せ
れる以前におよぶ、このような関係表現が可能であるということは、
両者の間には本有的な関係があり、関係設定は、制限に機能がある
ということを示す。本稿「五・定義規則のタイプ」を参照。

③⑥ Paddhati on VP1. 68: *vṛddhir itī samjīnāsabdāt prathamā* /
ādaitām itī vyatīrekaḥ tadārthād eva itī / ㄱ ㄱ 主格接辞以外の
名詞接辞 ㄱ vyatīrekaḥ (名詞語幹の意味に対する「余剰」
を表示する接辞) であり、その「余剰」は「行為」(行為参与者)

関係 (kriyākāraśambandha) およびそれ以外の関係を根拠とする。Helarāja on VP.3. 14. 436: sa prātipadikarthāḥ paropakāra-dhānuyogyaivā tadupakāropajantavyairekas tadvācīkām vibhaktim āśrayate / sa ca vyatirekah kriyākāraśambandhanimitah kāsīce chesasambandhaḥ /

本書において著者は、著者独特の原典解釈を反映した訳語を用いている。読者がある種の違和感とともに著者の強い主張を感得するものに、例えば、著者自身「バルトリハリの哲学を理解する上で」の「キー・ターム」(『言語哲学』) 訳注22)と述べる (kranta) に対する「分節的順序」(これに反意的な (antara) に対する「無分節化」と並んで (vyatireka) (あるいはその動詞形 (vyatiricyate) に対する「弁別的想定」(「弁別的に想定される」) がある。著者は『言語哲学』訳注10)において次のように述べている。「訳者は、vyatireka にてごつて、とりあえず「弁別的想定」という訳語を当てたい。たとえば、「男は勇敢である」(puruṣo vīraḥ) (vīra) が最初から含まれているのか、それともこの言明の後で付け加えられるのかということを考える。「男の勇敢」(puruṣasya vīratvam) と言われる場合、基体と属性の関係を弁別的に取り出して表現するものであるが、この言明によって、(勇敢さ)が新たに「男」に付け加わったわけではないだろう。最初から男にあった属性のひとつである(勇敢さ)が、(ここでわざわざ弁別的に取り出され、それが表現されていると考えられるだろう。これが、「弁別的想定」(vyatireka)の意味であると思われる。本当ならわざわざ言わなくてよいことを過剰に取り出して表現することが、ここに言われる「弁別的想定」である。」しかし、例えば deva-dattasya dandāḥ (「デーヴァダッタの杖」という表現において杖がデーヴァダッタが生まれたときから彼には具わっていたという)

とはでない。著者のような解釈が一見もつともらしく思われるのは 'puruṣasya vīratvam' の場合の属格接辞が表示する関係の性格が属性と実体間の関係であるからである。パーニニニ文法において、名詞接辞導入の文脈で 'vyatireka' が用いられるときには、主格接辞導入規定 P.2. 3. 46 に掲げる「名詞語幹の意味だけ」(prātipadikarthanātra) に相関して使用されるのである。名詞語幹の意味に対するプラスアルファーの表示は主格接辞以外の接辞によっておこなわれる。Nyāsa on Kāśikāṅgī ad P.2. 3. 50: prātipadikarthavyatireka ii / vyatirekah ādhikya / aha vā yena prātipadikartho vyatiricyate vyatirekavyatireka sa vyatirekah / prātipadikarthasya vyatirekah prātipadikarthavyatirekah / (vyatireka) とは余剰・付加 (ādhikya) のことである。あるいは、名詞語幹の意味を超過するもの、それが vyatireka である。)

ところで著者は、'vyatiricyate' が使用される次の詩頌(補遺 3 「バルトリハリの行為論」)においては、「弁別的想定」あるいはそれに類した訳語を当てなす。VP.3. 8. 51: rājāḥ putrasya nāpīti na rājñi vyatiricyate / putrasyāṛthah pradhānatvam na cāsya vīnavartate // (赤松訳「王の息子の孫 (rājñah putrasya nāpī) と言われる場合、「息子」[という語]の意味が、「王」[という語の意味]において排除されることはなく、その一二次性が失われることはない。』) 王と息子は生産関係 (janyajanakabandha) で関係し、同じ関係で息子とその息子(王からすれば孫)も関係している。王には息子に相関して能産者性 (janakata) がそれ自身に対して付加的なものとして現出し、息子には自分の息子(孫)相関して能産者性がそれ自身に対して付加的なものとして現出する。それぞれの付加的なものとしての能産者性の表示のために属格接辞が導入されているのである。したがって、当該詩頌は次のように解釈できよう。

「王の息子の孫 [に] 勝利あれ」(rājñah putrasya nāpī

【vijayām】といつた【文】において、(putra) 【子(うりご)語】の

意味「すなわち息子」が超過されるのは、「孫に相関してつであつて」王に相関してではない。しかし、彼の「王に相関した」主要性 (prāhātava) は、「消失しない」。また以下の詩頌を参照。VP3. 7.

161: anyena vyapadiṣṭasya yasyānyatropajāyate / vyāhitekaḥ sa
dharmau dvau labhate viśyāntare // (【王】の家臣【毛布】
【rājāḥ puruṣasya kambalāḥ】といつた場合) 他者【王】を通じて
【すなわち、王を限定者として】表示されているもの【家臣】には、
第三のもの【毛布】に相関して〈余剰〉が生起している。その【家
臣】は、「相互に」異なる対象【王と毛布】に相関して【主要性と
非主要性】とごうごうの屬性を得る。』)

③7 「参考文献と略号一覧」には「Raghuṅātha Sarmā, K. Raghavan
Pillai の業績に対する言及がなく。特に Raghunātha Sarmā が無
視される理由は筆者には解せなかつた。

③8 Uddyota on MBh ad Pl. 1. 1: samjñāsabde ca śabdāḥ pravṛti-
nimitam, samjñini tatsambandhāt / samjñibodhakāsabde ca
samjñīgata-tattadāhamaḥ pravṛtinnimitam / evaṃ ca
vṛddhisābdavād-ābhinnā ādaica iti bodhāḥ /

③9 Uddyota on MBh ad Pl. 1. 1: kecit tu vṛddhyadśabdāt
śabdaparā eva / vṛddhisābdābhinnā ādaica iti bodhāḥ / tad uktaṃ
harinā—... (VP1. 60) / ... /